

筑波大学法科大学院

令和4年度入学者選抜 法学既修者コース筆記試験

《民事法 出題趣旨》

民法の【第1問】の(1)では、流動集合動産譲渡担保設定契約で、通常の営業の範囲内での譲渡担保目的物の処分が許されており、譲渡担保の目的物が売却・加工された場合において、加工物に対する譲渡担保権の効力が及んでいるかどうか問われている。(2)では、債権譲渡の後に譲渡された債権の発生原因となった契約が解除された事例につき、債務者が契約解除を債権の譲受人に対抗することができるかどうか問われている。

民法の【第2問】は、不法行為について、その基本的な理解を問うものである。不法行為による損害賠償の成立要件、責任能力を持つ未成年者の行為との関連におけるその親権者の不法行為の成否、(共同不法行為との関連も含め)相当因果関係または保護範囲ないし危険性関連の評価、賠償されるべき損害と損害賠償の範囲または額、近親者固有の損害賠償の可否とその内容、過失相殺、被害者側の過失、素因を理由とする減額についての、基本的な理解が問われている。

民事訴訟法では、既判力の時的限界と遮断効(消極的作用)についての基本的理解を前提として、前訴基準時に生じた無効事由が遮断されることとの比較において、前訴基準時に存在していた解除事由に基づく解除権行使の主張が許されるかにつき、形成権たる解除権の特殊性を考慮した上で、自説を論理的に展開することができるかどうか問われている。

《刑事法 出題趣旨》

刑法では、まず、自己の占有する土地を所有者に無断で処分する行為に対する横領罪の成否を論ずる過程で、いわゆる横領後の横領の処理や共犯関係の認定が問われている。次に、複合建造物への放火行為に対する放火罪の成否を論ずる過程で、現住性等の意義や不作為による関与の評価が問われている。

刑事訴訟法は、刑事訴訟手続における横断的な理解の有無を問うものである。捜査段階では職務質問と任意捜査の異同について、公訴段階では素因の特定について、公判・証拠段階では伝聞証拠とその例外について、それぞれ正確な理解を踏まえて解答されているかどうか問われている。

《公法 出題趣旨》

最三小決平成29年1月31日民集71巻1号63頁を題材とする、昨今のネット社会を背景として話題となった、いわゆる「忘れられる権利」をめぐる事案である。憲法21条1項に直接照らして憲法判断する場合には、Xの上記利益は、Yの表現の自由の対抗利益(規制目的)として立ち現れることになる。なお、Xの上記利益がYの表現(検索結果提供)の自由の制約を正当化するのに十分な理由となるかどうかを論ずる前に、そもそも検索結果提供行為が憲法21条1項にいう「表現」に該当するか(同項の保護領域に包摂されるか)につき論じておく必要がある。